

## 『小樽市男女平等参画基本計画』事業概要

計画期間：平成15年度～平成24年度  
 施策97項目 具体的施策145項目

### 基本目標 I 男女平等参画社会の実現に向けた意識の改革

#### ○基本方向 1 男女平等参画の実現に向けた意識づくり（啓発の推進）

【生活環境部、教育委員会】

施策の方向	施策番号	具体的 施策項目 数	事業概要
(1) 広報と啓発活動の充実	1～4	7	市ホームページや広報誌、情報誌「ぱるねっと」などの媒体を利用し、各講座、セミナーの開催案内、男女平等参画週間の実施等について広報啓発の推進を行った。
(2) 調査の充実	5～6	3	各分野における男女の対比を各種統計資料に基づき調査、研究し「小樽の女性と男性」を作成した。
(3) 情報収集・提供の充実	7～9	5	インターネットによる情報収集や統計資料の集約を行い、市ホームページや「参画プラザ」の情報資料室などを活用して、情報の提供をしている。

#### ○基本方向 2 あらゆる分野における男女平等の意識づくりの推進

【総務部、産業港湾部、生活環境部、福祉部、保健所、教育委員会】

施策の方向	施策番号	具体的 施策項目 数	事業概要
(1) 家庭、職場、地域における男女平等の意識づくり	10～13	7	家庭における男女平等の意識づくりのため、母親・両親教室を日曜日に、子育て講座を土曜日に開催し、父親の参加を促したほか、男性参加型の生活講座を拡充した。地域においては、男女平等参画セミナーなど男女平等の視点に立った講座を開催している。
(2) 学校における男女平等教育の推進	14～17	4	学校においては教員向け指導資料を配布し、性別にとられない指導の充実を図っている。
(3) 市における男女平等の意識づくり	18～19	2	市においては、管理監督者研修や庁内LANの利用によって意識啓発を行っている。

#### ○基本方向 3 女性の人権を尊重する認識の浸透

【生活環境部、保健所、教育委員会】

施策の方向	施策番号	具体的 施策項目 数	事業概要
(1) 性の尊重についての認識の浸透	20～26	9	健康教育を小学校でも実施し、普及を図ったほか、世界エイズデー関連事業の実施を通じて、正しい性知識等の周知を図った。また、医療関係者や学校教育関係者に「産後メンタルヘルス研修会」「発達障がいの理解と対応研修会」を実施。
(2) 女性への暴力根絶についての認識の浸透	27～28	2	DV相談カードを作成し、市内30施設64女子トイレに設置した。また、小樽人権擁護委員協議会と共催で「デートDV」に関する講演会を実施。

## 基本目標 II あらゆる分野への男女平等参画の促進

### ○基本方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

【総務部、生活環境部、福祉部、教育委員会】

施策の方向	施策番号	具体的 施策項 目数	事業概要
(1) 審議会や委員会等への女性の参画促進	29~32	6	市政における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、審議会等の女性委員の比率を高めるよう、関係部局に対し委員改選の際に、委員推薦団体への協力要請や公募委員制の取り入れについて依頼した。
(2) 企業・各種機関・団体等への女性の参画促進	33~34	2	女性登用等に関する情報については市ホームページに掲載するなどして、情報の提供にも努めている。
(3) 市における女性職員の職域拡大と登用の促進	35~37	3	市における女性職員の登用推進については、採用や配置などに際して、女性職員の能力が最大限生かされるよう配慮することとしている。

### ○基本方向 2 家庭・地域社会における男女平等参画の促進

【総務部、生活環境部、福祉部、保健所、教育委員会】

施策の方向	施策番号	具体的 施策項 目数	事業概要
(1) 家事、育児、介護への男女平等参画の促進	38~41	4	男性の参加型の生活講座や母親・両親学級、家庭児童相談、街角こども総合健康相談などの事業を開催し、家庭における参画促進の支援を行っている。
(2) 地域・社会活動における男女平等参画の促進	42~45	7	勤労女性センター内の「参画プラザ」を女性団体の活動拠点として、情報資料室、団体交流室の整備を図った。また、ボランティア養成講座の開催など活動に参加しやすいよう環境整備を行っている。
(3) 女性リーダー及び団体の育成	46~47	5	セミナー等を開催したほか、女性団体等のネットワーク会議を開催した。
(4) 国際理解と交流の推進	48~50	5	インターネットによる海外情報の収集や国際理解の促進のための姉妹都市や市内在住外国人に対し、日本文化体験会や日本語教室などの交流事業をおこなっている。

## 基本目標 Ⅲ 男女が働きやすい環境づくり

### ○基本方向 1 就労の場における男女平等の推進

【産業港湾部、生活環境部、教育委員会】

施策の方向	施策番号	具体的 施策項 目数	事業概要
(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保に関する施策の推進	51～53	3	小樽市労働実態調査報告書を各企業へ配布するなかで、男女の待遇の確保などに関する情報提供の促進を行っている。
(2) 女性の就業機会の拡大	54～56	3	初心者向けにパソコン講座を実施。また、起業に関する相談を受け付けている。
(3) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくりの推進	57～58	4	DV防止啓発冊子の市ホームページ掲載による広報啓発を図った。

### ○基本方向 2 仕事と家庭の両立支援

【産業港湾部、生活環境部、福祉部、教育委員会、医療保険部】

施策の方向	施策番号	具体的 施策項 目数	事業概要
(1) 職場における労働環境の整備	59～60	3	育児・介護休業法やパートタイム労働法の周知、啓発をポスターの掲示などにより行った。
(2) 育児や介護の支援体制の整備	61～63	4	産休明け保育や一時保育、延長保育の実施など保育サービスの充実、放課後児童クラブの土曜日の通年開設を6校、4、5月開設を11校とし、就労・育児支援の充実を図るとともに、在宅介護支援センター・ショートステイの施設整備により、介護サービスの充実を図っている。

基本目標 IV 男女平等参画社会を可能にする環境整備

○基本方向 1 男女の自立に向けた生涯学習の推進

【総務部、生活環境部、教育委員会】

施策の方向	施策番号	具体的 施策項 目数	事業概要
(1) 学習機会・内容の充実	64～65	5	参画セミナー、生活講座も参加者を男女共同とし、多様な学習ニーズへの対応が図られた。
(2) 学習情報の提供	66～67	2	生涯学習情報冊子を年間4回発行するなど、広報誌、市民ニュース、FMおたるによる情報提供にも努めている。
(3) 学習環境の整備	68～70	5	講演会の土曜又は日曜日の開催や生活講座の昼・夜交互の開講、託児の受付、学習機材の貸し出しを行い、整備を図っている。

○基本方向 2 安心して暮らせる環境整備

【産業港湾部、生活環境部、福祉部、医療保険部、保健所、建設部、教育委員会】

施策の方向	施策番号	具体的 施策項 目数	事業概要
(1) 健康づくりの推進	71～75	9	妊婦、乳幼児健診や乳幼児の適切な食生活指導の実施ほか各種健康相談の充実と健診の受診向上、ワクチンの無料接種、食生活改善指導などによる予防対策の充実を図っている。またスポーツ・レクリエーション活動の提供を図るなど健康教育の推進を行っている。
(2) 高齢者の安心した生活と生きがいづくり	76～81	14	生活安全のための公共施設のバリアフリー新法に基づく整備や道路環境整備の促進、高齢者向け優良賃貸住宅制度や住宅改造資金融資制度の周知と供給の促進などの安定した住まいの確保やシルバー人材センターの活用による就業機会の拡大、ボランティア活動への協力や高齢者スポーツへの参加による社会参加の促進を図っているほか、高齢者の職業相談や電話、面接による一般相談窓口の充実などを行っている。
(3) 障がい者やひとり親家庭への配慮	82～83	5	障がい者の雇用に関する総合窓口の設置やボランティアによる各種事業支援を行い、自立支援と社会参加の促進を図っている。 ひとり親家庭の自立の支援としては、母子家庭自立支援給付金の支給を行い、安定雇用を促進している。市HPや市民生活ガイドにより児童扶養手当や福祉制度などの情報の周知を図っている。また、週間ワーク情報による就労の情報提供や母子、家庭児童、女性の各相談員配置により、各種相談業務の充実を図っている。
(4) 介護サービスの充実	84～87	6	広報誌の発行、出前講座の実施など制度の周知と在宅介護支援センター、地域包括支援センターにおいて総合相談を実施している。
(5) 相談体制の充実	88～92	5	相談解決のための福祉サービス苦情相談員の委嘱をするなど整備を図っている。
(6) 女性へのあらゆる暴力根絶の取り組み	93～97	6	市HPなどにより配偶者暴力防止法の啓発冊子の周知や女性相談室の紹介を行い、暴力からの被害予防のための情報提供や相談による助言を行うことと警察や道立女性相談援助センターとの連携のなかで暴力根絶へ向けての取り組みを行っている。